

2025年度—第41期—

社会福祉法人 障友会 事業計画(案)

社会福祉法人 障友会

(はじめに)

2024年度は3年に一度の報酬改定が行われ、生活介護が時間別単価になるなど本法人にとって大きな影響がありました。そんな中、第3次中・長期計画に沿ってご利用者の高齢化や重度化への取り組みなどを進めました。一つ目は強度行動障害への取り組みで、職員の強度行動障害基礎研修や実践研修への受講を推進するとともに堺市の強度行動障害支援体制整備事業に参画し、中核となる職員人材の育成を進めることでご利用者一人一人の支援力を高めていく活動を行いました。二つ目は、高齢化への取り組みで、堺みなみでの理学療法士等によるリハビリテーションの導入とグループホームしゅくらんでの訪問介護による健康管理の導入です。そして多機能型事業所であったわららか草部では、高齢化への対応として就労継続支援B型を廃止し生活介護事業への統一を図りました。

また法人施設にも大きな変化がありました。一つは約10年間運営してきた「つむぎ」がオーナーさんから返還を求められ返還したことです。ご利用者と職員はそれぞれの意向もうかがいながら法人内の各事業所に異動していただき、11月末に事業所廃止を、12月には建物を返還することができました。もう一つは以前から懸案であった堺みなみと平井ホームの大規模改修です。いずれも建築コンサルによる建物診断を行っていましたが、平井ホームは築30年を経て老朽化が進み、堺みなみは過去数度の大規模改修を経ながらも築40年で数年前から原因不明の漏水が治らないなど対策が急がれていました。夏から年末にかけて事業運営を継続しながらの困難の多い改修でしたが、担当職員の努力やご利用者のご協力を得て無事に改修工事を終えることができました。また職員不足が続く中、4月から日中事業所とショートステイの給食業務の委託化を行いました。わららか草部と堺みなみの厨房をそのまま活用して現場調理方式での給食を行っています。給食の量や味付けなどの課題もありましたが、ご利用者・ご家族や職員の意見を給食会社に伝えながら改善を進めています。

一方、職員の確保育成については全国的に福祉介護分野での人材不足が深刻化する中、堺障害児(者)施設部会での採用プロジェクトチームで短大やハローワークでの説明会活動を続けるとともに、厚生労働省のモデル事業である「障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業」を堺障害児(者)施設部会として採択を受け、当法人はその事務局メンバーの一員として積極的に取り組みました。年度後半という短期間であわただしい中での検討及び実施でしたが、堺市との共催で合同説明会の開催や階層別職員研修の実施など、今後の職員の確保や育成について活用できる成果が期待できます。

そしていよいよ当法人は設立40年になります。今年度は夏に創立40周年事業の開催を予定するとともに、国連の持続可能な開発目標の一つである「だれ一人取り残さない」ことを念頭に、当法人も障害者の「あたりまえで生きがいのある生活」の実現をこれからもめざしてまいります。

障友会の長期目標

(1) 法人理念の実現

○法人の設立理念「あたりまえで生きがいのある生活」の実現を貫く

- ・設立当初のサービス資源がほとんどなかった時代に比べ、現在は法制度が確立されて新たな事業参入が相次ぎ、利用者が事業所やサービスを選べる時代になっています。
- ・しかし、制度が充実した現在においても重度の障害の方の受け入れ先は比較的少なく、施設コンフリクトの問題や地域との共生はまだ不十分であるなど、健常者と同じ「あたりまえの生活」は実現できているとは言えません。
- ・法人の設立理念は今も変わらず当法人としてめざすべき姿であり、今後も堺市地域にお住いの知的障害者を中心に「あたりまえで生きがいのある生活」を支援していきます。

○どんなに障害が重くとも、人間として「あたりまえで生きがいのある生活」ができるように

⇒重度であっても一人一人のあたりまえの生活を考えた支援をめざすとともに、それを実現できる事業を進めます。

○ひとりひとりの大人としての基本的人権が守られ、人格が尊重されて、この人たちへの偏見や差別がなくなるように

⇒職員の日々の支援の基本方針として規定します。また、利用者の人権や尊厳を尊重し、期待する職員像の確立とそれらを実現する取り組みを行います。

○仲間とともに「働く」ことを通じて、限りなく人間として成長してゆけるように

⇒様々な授産活動、生活体験や社会性を身につける活動などを通じて元気な間はできるだけ作業を取り入れ、働くこと・向上することに生きがいと喜びを見出せるようにします。

○それぞれの人の「力」が精一杯発揮できて、可能な限り自分の生活を切り拓いてゆけるように

⇒一人ひとりの意思を尊重し、地域社会での経験づくりや生活能力の開発に力を注ぎます。

○家族や地域社会の人たちと一緒にいつまでも仲良く、助けあいながら、元気で過ごせるように

⇒共生社会の実現に向けて、地域・社会への参加機会や地域の人たちと関われるような活動を増やします。

○親なきあとも、生まれ育った堺の地でいつまでも豊かな暮らしが営めるように

⇒ご利用者の高齢化や重度化に対応できる設備や仕組みを導入し、またグループホームなどの新たな住まいの場を確保していきます。

(2) 基本的な目標（第3次中・長期計画より）

第3次中・長期計画に基づき、知的障害のある成年の日中における諸活動、社会参加、そして地域社会での継続した暮らしを総合的に支援するとともに、他機関とも連携をしてご利用者・仲間の暮らしがより豊かで生きがいのあるものとなるような支援、援助に努めます。

○ご利用者の高齢化・重度化に対応する。

- ・長く当法人のサービスをご利用の方が多く、次第に高齢化・重度化が進んでいます。
- ・これらの課題に対応できる事業形態や施設形態を模索し、取り入れていきます。
- ・ご利用者の高齢化、親亡き後を見据えた住まいの場の確保や医療的サービスとの連携に努めます。職

員も高齢化・重度化に対応できるスキル・ノウハウを積み上げていきます。

○地域に開かれ地域と共生する。

- ・ご利用者の地域社会での経験づくりや生活能力の開発に力を入れていくことが肝要です。
- ・そのために、地域社会への参加機会や地域の人たちと関われるような活動を増やすことをめざします。
- ・また、社会福祉法人としての公益活動やボランティアの開拓など地域との連携に努めます。

○特色ある授産活動やレクリエーションで充実した生活を実現する。

- ・魅力ある授産事業の開発や重度中度の方でも可能な作業など特色ある授産事業を研究し開拓していくことや授産工賃の向上をめざします。
- ・コロナ禍の中でも、利用者がいろいろな体験や外出ができるような取り組みやレクリエーションなどのメニューを工夫し研究していきます。
- ・ICT化を進め、利用者支援やご家族への情報提供などに活用できる手法を研究します。

○将来を担う職員を育成する。

- ・期待する職員像の確立とそれらを実現する取り組みを行います。また法人の経営理念、期待する職員像に基づいたトータルな人材育成、マネジメントを構築します。
- ・経営理念や経営方針を幅広い職員が理解できるよう努めるとともに、リーダー層は幅広い視野の醸成などにより次世代の経営層の育成に努めます。

○持続可能な経営基盤を確立する。

- ・新型コロナウイルス感染症への対応や人件費の増大、利用者の確保競争などにより、法人の経営環境が厳しくなっています。今後、堺みなみなど法人施設の建て替えや利用者の高齢化・重度化に対応した施設整備が必要となっています。
- ・サービス報酬の確保や効率的な事業運営で健全な財務規律を確立し、必要となる施設建替えや改修、新たな事業の財源を確保します。

法人・施設の経営、運営に関する基本方針

(1) 共通事項

○つねにわが国の政治、経済、社会（社会保障、社会福祉など）等の大きな動向を注目、把握し、そのうえで向後の法人のあり方等を展望します。

○堅実、確実な法人の経営を旨とし、必要性に、又時機に応じて将来を切り拓きます。

○各種の法令を遵守し、法人内組織の強化や管理運営体制の整備、強化に努めます。

○計画的、合理的な法人、施設の経営、運営体制を整備構築して業務の適正な執行に努めます。

○民主的、近代的な経営、運営を基本とし、全ての職員にとって働きやすい、働きつづけることのできる諸環境や諸条件の整備をすすめます。

○つねに利用者、家族が発する諸ニーズを尊重し、それらのニーズの実現に、そして利用者のよりあたりまえで生きがいのある、又家族にとって安心の大きい事業と支援の提供に努めます。

○家族を含めた関係者が参画する「法人の将来を展望する機会」を設け、将来の法人のミッションについて共に検討します。

- 各施設の家族会、後援会、法人役員、さらには法人の職員等と諸情報を共有し、共通の認識を基礎として法人、施設の経営、運営をすすめます。
- 日々の適切な利用者支援のため、又将来の法人、施設の経営、運営の担いのために法人職員の「人材育成」をすすめます。
- 関連組織や機関、団体等への職員の参加、参画を積極的にすすめ、又、何らかの役割の担う等を通じて職員の視野や認識の広がりさらには関係性の深まり等を保証します。又そのことを通じて法人の社会的位置や存在感等の向上に努めます。
- 同業他法人、組織、団体等との共同活動やソーシャルアクション、学習や研修会等に積極的に参加します。
- 社会福祉法人としての公益性を認識し、地域社会の生活諸課題ニーズの把握に努め、可能な限りこれらテーマの解決、改善のために努めます。

(2) 日中活動支援事業

ご利用者の日中の暮らしや活動の場、社会参加の場として6ヶ所の事業所を展開し、各利用者の心身の状況やニーズに応じた支援、援助を提供します。「日々、住いの場から日中活動の場に通い、仲間たちと共に働き、活動をする。そして夕刻にはふたたび住いの場に帰宅する。」というおよそ人間としてのあたりまえな日々の普通の暮らしの実現を支援します。

日中活動は「利用者ニーズ」に基づく多様なとり組みや機会であって、利用者にとって喜びややりがいのあるものになるよう努めます。活動内容の選択は可能な限り「利用者第一主義」を原則とします。また就労を求める利用者についてはその場所、時間、仕事を提供し、より高い工賃が確保できるよう注力します。

(3) 地域生活支援事業

① ショートステイ

法人内外の利用者の家族にどのような事態が発生しても、利用者がひきつづき地域社会で暮らしていけることができるよう、また日中活動への参加が中断されないことがないよう、ショートステイ事業の実施により支援します。家族のひとときの休息を保障する場として、また成年である利用者の家族から離れた暮らしの体験の場としてもショートステイを位置づけ、それらの実現を支援します。

夜間、休日等における家族の緊急事態にも適切に対応し、利用者や家族の安心、安全を守ります。

② グループホーム

様々な事情によって家族との暮らしが困難になった利用者が引き続き地域社会で暮らしていけることができ、また日中活動への参加が中断されないことがないようグループホーム事業により支援します。

グループホームでの暮らしは少人数とはいえ集団生活という限界はありながらも、できる限り利用者のニーズに応じた普通の暮らしに近いスタイルを準備し、その実現に努めます。また、各グループホームの安全安心な管理運営体制を確保し、支援者の資質の向上に努めます。

③ 利用者個々の地域生活を支援します。

ご家族と生活されているご利用者、また一定の生活力がありグループホームを利用しないご利用者については、個々のニーズに応じて他機関との連携のもと安心、安全な地域生活の継続を支援します。

(4) 相談支援事業

生活のコーディネーター役である相談支援事業所の役割、機能を最大限発揮できるように努めます。

法人内外のご利用者や家族に寄り添いながら、利用者の日々の心身の状況、家族の状況、諸事情等を適確に把握し、それらから発生する諸ニーズに適切に対応します。

各利用者のライフステージに応じた暮らしのあり方等をともに考え、よりよいライフスタイルの実現に努めます。また、利用者、家族の安心、安全でより豊かな暮らしを支えます。

支援のあり方に関する基本方針

(1) 利用者の人権、尊厳の尊重、対等平等の支援に努めます。

利用者の人権や人間としての尊厳を尊重し、このことを基礎にした取り組みを一層強化します。支援者のいわゆる上から目線や強い者目線、言動を排除して、利用者との対等平等、同じ高さ目線での関係づくりに努めます。

そのため職員への適切な職場研修を強化推進するとともに、日常的に業務の内容や利用者との関係性、コミュニケーションのあり方等をふりかえり、検証する機会を設けます。

又職員同士が相互に指摘しあえ、助言しあえる職員関係、職場風土の醸成に努めます。

(2) 利用者の「意思」の尊重、意思決定支援に努めます。

各日中事業所における利用者のグループ支援、活動支援とあわせて、一人ひとりへの個別支援を大切にします。

利用者個々の意思、ニーズを的確に把握し、その実現に向けて利用者とともに力を尽します。意思やニーズの表明等が困難な利用者については、様々な工夫を講じて意思が形成され、何らかの方法で表明されるようとりくみをすすめます。そのための支援者のスキルや表明を受け止める感性の向上にも努めます。

(3) 利用者のストレングスに着目した支援に努めます。

利用者の長所・得手・強みなど、いわゆるストレングスに着目、活用した支援に努めます。利用者の自信やプライドを高め、それが生活力の向上や人格的な成長につながることをねらいとします。

(4) 目で見てわかる（わかりやすい）支援に努めます。

人間の聴覚情報処理能力に比べて視覚情報処理能力の優位性に着目し、利用者を取りまく諸環境の可視化、構造化に努めます。

建物内外の物理的環境はもとより、時間や活動（プログラム）内容などについても可能な限りの可視化に努め、誰にとってもわかりやすい環境の整備にとりくみます。環境のわかりやすさは活動や暮らしの見通しにつながりそれが又安心な日々の生活につながります。

(5) 虐待につながらない支援をめざします。

利用者の人間として、又成年としての尊厳を尊重し、個性、個別のニーズに配慮したていねいで安心、安全な支援に努めます。

とくに身体介助が必要な利用者についてはその際の手順や介助の方法等について利用者への十分な説明と了解、同意を前提に実施します。

(6) 利用者の高齢化、要介護化、医療ニーズに対応する支援を行います。

高齢化、要介護化に対して、一人ひとりの状態にていねいに真摯に向き合います。利用者の立場や心身の状況があるがままに受け止めて、利用者に気持ちの負担をかけることのないような支援に取り組みます。

物理的な環境の整備も行い、合理的配慮のある支援に取り組みます。又、一人ひとりの医療ニーズにも可能な限り適切に対応します。

日常的なバイタルチェックや見守りを適切に実施し、健康診断等の諸情報を関係者が共有して、傷病等の予防に生かせるよう努めます。

(7) 安心、安全を提供する支援を行います。

利用者が安心、安全な日々を送ることができるよう努めます。日々に発生する「ヒヤリ・ハット」や傷病、事故等をしっかりと受け止めて分析し、職員全体で知恵を出しあって対策を講じ、もって再発の防止、事故、傷病の軽減に努めます。

又、「大事に至らなかった、予防的に対応できた」等の好事例を評価しあうことでも職員の事故防止に対する意識や認識の向上を図ります。

(8) 利用者に寄り添う支援を実施します。

あたりまえで生きがいのある日中の暮らしや「暮しの場」の確保、実現のため職員の人権意識の向上や価値観の醸成、共有に努めます。

又、利用者一人ひとりのこれまでの半生に思いをはせ、想像し、そして共感できる力を養うことで日々の利用者への「寄り添い」が実現するよう努めます。

(9) 苦情、要望を利用者支援に生かします。

諸方から日常的にいただく「苦情・要望」に対して真摯に、前向きに受け止め、しっかりと分析検証の上事業運営や利用者支援に生かします。

「ヒヤリ・ハット」事案とともに苦情解決事業第三者委員の指導、支援を業務遂行上の教訓とし、事業運営、利用者支援に反映させます。

(10) 防災、防犯への対応を強化します。

火災、洪水、地震さらには停電等を想定した避難訓練や利用者への学習を実施します。万が一の場合に備えて食物や飲料水等を各事業所毎で日常的に備蓄し、災害等避難時に対処します。

夜間、休日等の建物の戸締り、施錠を確実に実施し、又、昼間の不審者等への対応訓練をまずは職員が実施して防犯対策とすることで利用者の安全を守ります。

2025年度法人の事業計画

(1) 第3次法人の中・長期計画の推進

法人理事やご家族代表などの参加により、我が国の障害福祉施策の現状の分析等とあわせて当法人の課題分析を行い、2023年3月に第3次中・長期計画を策定しました。

昨年度に引き続き、当計画に基づき新たな事業や取り組みを推進してまいります。

(2) ご利用者の高齢化・重度化に対応する事業運営

当法人は、日中活動の場である通所事業と居住の場としてのグループホームを中心に整備・運営してきましたが利用者の高齢化・重度化が進み、今までの通所事業所やグループホームではリハビリや医療対応が難しいなど課題を抱えています。そのため、各事業所施設において利用者の高齢化や医療ニーズ等に対応しやすい仕組みを導入することをめざします。

① 強度行動障害等への対応の強化

障友会は主に知的障害をお持ちの方々を支援していますが、中でも強度行動障害をはじめ重度の知的障害の方がたくさんおられます。堺市では2024年度からこれら強度行動障害を有する方への地域支援体制の構築に向けて「強度行動障害者支援体制整備事業」を実施し、支援力を上げる、支援体制・ネットワーク・社会資源の整備などに取り組んでおり、国においても強度行動障害を有する方の受け入れ体制の強化について議論がなされています。

当法人ではこれらの方への支援力を上げるため、職員に強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）を積極的に受講させるとともに、今年度も堺市が実施する本事業に積極的に取り組んでまいります。

② 大規模事業所におけるリハビリテーションの導入

ご利用者の高齢化に伴い、医療・介護やリハビリの必要な方が増えつつあります。当法人ではこれまで小規模の生活介護事業所でPT（理学療法士）の指導によるリハビリを行っていましたが、2024年度の堺みなみでの導入に続き、2025年度からはわららか草部においてもPTの指導によるリハビリの導入をすすめ、体力の衰えによる介護の軽減や転倒の防止などに取り組めます。

③ 通所事業所での医療体制の強化

ご利用者の高齢化に伴って生活介護事業所での健康観察や医療機関への通院ニーズが高くなっているため、昨年度に引き続き大規模通所事業所や、医療的ニーズの高い方が多いフレンズ等において、看護師を毎日配置できる体制の整備に努力します。

④ グループホームの医療連携と見守り体制の強化

環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続してグループホームでの生活を継続できるよう、日常的な健康管理や医療ニーズが必要となった場合に適切な対応が取れる体制を確保します。具体的には、訪問看護ステーションとの契約により定期的に看護師がグループホームを訪問し、バイタルチェックや健康相談を行うとともに、緊急時の連絡体制を整えることをめざします。昨年度のしゅくらんでの導入に引き続き対象となるグループホームの拡大をめざします。

また、今年度からグループホーム世話人業務を宿直から夜勤体制へ切り替えるとともに共用部分で

見守りカメラの設置拡大を検討するなど、グループホームでの見守り体制を強化します。

(3) グループホームへの入居受け入れ

今まで入居されていたご利用者の入院や退所に伴い既存のグループホームで若干空室が出てきたため、法人内でグループホーム運営委員会を開催し、入居必要性の高い方や入居希望の高い方についてGHの構造等の受け入れ環境も含めた観点から入居の調整を行います。また、今後の整備についても、サウスライトのある市営住宅の建て替えが確定したことから移転整備を本格的に検討していきます。

(4) 通所事業における支援の充実

①授産活動の活性化

長かった新型コロナ対応が一応終息したことから市役所バザーをはじめ各地の授産製品バザーが再開し、うららのお店でも土曜日のふれあいモーニングや地域の夏祭りへ参加しました。また、各事業所においては組み立てや内職作業等を新たに受注し、できる限り工賃を確保するよう努めました。

市内事業所授産製品を共同販売しているパッセの活動に積極的に関わりながら、当法人の製品の積極的な販売促進に努めます。また今後は、うららのお店において全国の魅力的な授産製品の仕入れ販売、野菜の朝市の開催、缶バッジの制作を行うなど、引き続き工賃の向上を目指します。

②充実した生活の実現

ご利用者やご家族に魅力的な特色ある活動（農福連携や発達支援研究、社会性を身につける活動など）を研究します。また、レクリエーションや外出先の事例集を作成するなどご利用者が様々な体験や外出ができるような取り組みやメニューを工夫していきます。

今年度はショートステイ裏の空地に至る通路を整備し、ご利用者も参加する菜園づくりに取り組みます。

(5) 地域に開かれ地域と共生する事業運営

①うららのお店の取り組み

うららのお店では2018年から月2回、地域の高齢者に低料金で朝食（セット）を提供する活動を行い、高齢者の閉じこもり防止や地域とのつながりづくりに役立っています。今年度もこの活動を継続していきます。また、市内農家の協力により野菜の朝市を開催するなど地域に開かれた活動に取り組みます。

②大阪しあわせネットワークへの参画

大阪府社会福祉協議会に加入する多数の社会福祉法人が参画して活動する地域貢献事業「大阪しあわせネットワーク」に次年度も参画し、府内他法人とともに経済的な生活課題のある府民への支援を行い、社会福祉法人としての役割を果たします。当法人ではわららか草部、堺みなみそれぞれにコミュニティソーシャルワーカー（研修を受けた法人職員）を配置して対応しています。

③夢のおもちゃ箱を通じた公益活動

市内の病院の小児科等病棟に入院する子どもたちへの訪問パペットセラピー活動と、地域の高齢者や障害者等に向けたミニコンサート等を行っているボランティアグループ「パペット&アーティスト

ファミリー 夢のおもちゃ箱」の活動を支援しています。

昨年度は 10 月に堺市西文化会館ウエスティで開催された「第 7 回ピュアハート心の歌コンサート」を共催させていただくとともに、当法人のご利用者も多数が参加しました。今年度も引き続き開催を支援していきます。

④地域共生の取組みを検討

障友会はこれまで「障害のある人たちにあたりまえの生活と生きがいを」との理念のもと、主に障害者本人とそのご家族を対象として支援を行ってきました。一方、我が国では、高齢化や人口減少が進み、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、誰もが役割を持ち、お互いが存在を認め合い時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会づくりが求められています。そこで当法人も、空き缶等リサイクル活動や清掃散歩など、各事業所・施設ができる地域の住民との交流やともに地域を作っていく取り組みなどについて検討し、地域とともに歩む社会福祉法人をめざします。

(6) 将来を担う職員の確保と育成

①職員の確保

社会福祉分野での人材不足が常態化しています。当法人においては学生就職サイトであるマイナビと契約して就職ウェブサイトを開設し、説明会も ZOOM でのオンライン開催とするなど積極的な確保対策を行っています。非常勤職員についても地域求人サイトへの掲載や求人情報誌「ぱど」等の活用、当法人ホームページにも採用情報を掲載し、人材確保の広報活動に努めます。

また、2022 年度から堺障害児（者）施設部会として他の法人と共同で人材確保のための「福祉のしごと交流会」を開催するとともに、2024 年度の厚生労働省の「障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業」を活用し、施設部会での共同 PR 事業や共同説明会の開催に引き続き取り組みます。

②職員の育成

利用者支援の向上と職員のスキルの獲得のためには不断の研修の実施が欠かせません。新人研修を始めた職員のキャリアごとの研修に加え、動画配信「サポートカレッジ」による職員の自己研修を継続して実施し、職員の資質の向上に努めます。

また、当法人が加盟する団体の外部研修については非常勤職員へも受講費の補助を行うなど職員自ら学ぶことを推奨しており、今年度も育成に努めます。さらに前述の国モデル事業の成果を活用して職階別等の職員研修の充実を図り、組織運営や支援技術の向上に努めます。

③キャリアパスの確立と目標管理等の実施

各職位におけるキャリアパスを策定し、その職位での業務を全うしてもらうために、2022 年度から理事長による管理者以上の職員の目標管理、自己評価制度を実施しています。これは自らの業務を見直す機会となるとともに、ヒアリングの導入によって各管理者との意思疎通や期待される役割を認識する機会となっています。今年度も継続し、管理者の成長を促していくことで事業の推進力強化につなげます。

④ 給与体系の見直しと定年の延長

これまで2等級であった俸給表を管理職・主任・副主任・一般職員の4等級に分けることにより、職階に応じた給与体系を構築するとともに、賞与については法人の業績等に応じて可変とできるようにします。また、職員の65歳までの定年延長を段階的に実施することでベテラン職員の確保を図ります。これらにより、職員のキャリアアップの意欲や事業運営への意識を高めます。

⑤ 職員研究プロジェクトの推進

当法人では従来から職員有志による発達障害研究会の開催や転倒防止の研究会などをおこなってきました。2022年度には食事、排泄、送迎などの支援業務マニュアルの策定を、2023年度は行事・レクリエーション事例集を作成しています。今年度も利用者ご家族に選ばれる施設運営のあり方や緊急連絡網の仕組みづくりなど職員による研究活動を推進し、よりよい事業運営に向けて取り組みます。

(7) 持続可能な経営基盤を確立する

近年、多くのNPOや株式会社を含めた事業者が障害福祉サービス事業に参入してきています。このこと自体は障害者・ご家族にとって選択肢が増えることであり良いことではあるものの、一方で当法人としては新たなご利用者の獲得が難しくなってきました。また、ご利用者の高齢化・重度化によって、支援する職員も増やしていかなければ十分な支援ができなくなってきました。さらに近年のエネルギーや物価の高騰、職員人件費の増加により、法人の事業運営は大変厳しい状況になっています。

そのため、業務の効率化や各種加算の獲得、人的資源の効率配分、事業の再編などにより、できるだけ効率的な運営ができるよう工夫を行い、将来の投資の費用を生み出すなど持続可能な事業運営をめざします。

① 重度障害者支援加算など各種加算等の積極的な確保

各通所施設やグループホームでは高齢化や重度化で以前より人手がかかり、人件費も増加傾向にあります。そこで積極的に各種加算の取得などを検討し、重度化への対応とともに収入の確保を図ります。(生活介護とグループホームの重度障害者支援加算、わららか草部と堺みなみでのリハビリテーション加算、グループホームでの医療連携体制加算の取得など)

特に重度支援加算は加算額が大きく、個別の支援計画作成など支援の充実にもつながることから積極的に取り組みます。

② GHの夜勤体制の切り替えと地域連携推進会議の設置

グループホーム利用者の重度化が進む中で、これまでの宿直体制から夜勤体制へ切り替えること等により夜間の見守り体制の強化を図るとともに、より上位の夜間支援体制加算の取得に努めます。また、2025年度から国において必須とされている地域連携推進会議を設置し、グループホーム運営の透明化を図ります。

③ ショートステイの経営改善

ショートステイは利用者が地域生活を営んでいくうえで不可欠な事業でありながら、その経営は非常に厳しい状況となっていたため、2024年度は稼働率を年間85%以上にあげることを目標として

収支改善に取り組んできました。今年度も引き続き稼働率の向上や事業の効率化、定員スケールメリットの活用など様々な検討を行い収支の改善をめざします。

④ 給食の改善

2年前当法人で栄養士や調理員の退職が続き給食業務がひっ迫する状況となりました。そのためプロポーザルにより業者の比較を行い、昨年度から給食業務の委託を導入しました。内容は今まで堺みなみとわらわ草部で行ってきた調理業務を同じ場所で委託業者が調理する方式であり、引き続き出来立ての温かい給食を提供できるようにしています。またこの1月からは今まで簡易な給食であった土曜日通所の際の昼食も、厨房での調理に切り替えるなどしています。一方で食事の量や味付けなどについてはご家族等からご意見をいただいております。給食会社にこれらの意見を伝え協議しながら改善の努力を続けてまいります。

⑤ 利用者の確保

近年 NPO や民間事業者の参入による日中活動事業所やグループホームの量的拡大が起こっており、障害福祉分野においても利用者の獲得競争が始まっています。そのため当法人の新規利用者は減少傾向にあり、在籍利用者の高齢化、疾患の重篤化等により、利用の中止や終了が相次ぐなど全体の利用者数が減り始めています。今後、事業の持続的な継続のためにも、パンフレットやホームページでの PR とともに、支援学校へのアプローチを強化することなどにより新規ご利用者の確保に努めます。また、グループホームについても高齢化や入院などで退所される方が多くなっており、入居ご希望者の入所調整に努めます。

さらに従来から通所施設の支援時間を長くしてほしいとのご意見があり、支援時間の延長やそれに代わる方法の可能性について、職員体制や支援内容などを踏まえ研究を行います。

⑥ 事業所施設の再編整備等の構想検討

当法人の中長期的な持続性を担保するためには、効率的な事業運営が欠かせません。そこで、中長期計画や定年延長検討の際の将来的な収支シミュレーションを具体化するため、理事や施設管理者等が参画する事業所再編整備を検討する会議体を設置します。2023年に購入したばら池隣地の活用や日中事業所の再編等も念頭に今後のあり方を模索します。

また、グループホームサウスライトが入居する市営住宅の建て替えが決定し、2028年3月までに移転しなければならないことから、その移転計画を早急に具体化します。

(8) よりよい事業運営に向けての取り組み

① 防災対策等の推進

2024年は元日に能登半島で大きな地震が発生し大きな被害がありました。当法人でも南海トラフ地震に備え、2022年度に災害BCP計画を策定するとともに堺市から福祉避難所の指定を受けるなどいざという場合の準備をしています。災害時対応についてはご家族の関心も高く、災害BCP計画を整理するとともに福祉避難所についての考え方も含めお伝えしてきました。

今年度も堺市の福祉避難所検討会議への参加や防災に対する研修、各事業所における避難訓練等の実施、備蓄用食料飲料等の確保などに努めます。なお、大阪府の「大阪災害派遣福祉チーム（略称）大阪 DWAT」にも職員3名を登録しています。

②感染症予防の取り組み

新型コロナウイルス感染症は世界中の経済や人々の生活に大きな影響を与えました。この間、当法人においてもご利用者や職員の感染が相次ぎ、通所事業所やショートステイを臨時休所したりグループホームでの隔離生活を強いられたりしました。あれから4年になりますが、昨年末にも当法人で集団感染が発生するなどまだ予断は許しません。また、この冬はここ数年流行が抑えられていたインフルエンザも多くなっているとの報道がありました。

このため、昨年度感染症対策委員会の設置開催、感染症対策指針の整備を行うとともに、感染症BCP計画を改定し、今年度も引き続き職員研修と感染症予防のための訓練を実施するなど予防に努めます。

③虐待の防止と利用者処遇の向上

厚生労働省の報酬改定に伴う指導により、2022年度に虐待防止委員会に身体拘束適正化委員会を併設し、身体拘束適正化指針の作成とそれに伴う虐待防止対応規程の改正を行いました。

今年度も、虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会）を開催し各事案を報告するとともに、関連する研修を実施し、利用者の処遇・支援の工夫と向上に努めます。

④事業所支援活動の実施

法人・施設運営を適切に行っていくため、法人内各事業所への運営、指導、助言（支援）活動である「事業所支援活動」を2019年度から行っています。本活動は法人理事2人、業務執行理事2人、他事業所の管理者1人という5人体制を基本として実施しています。本事業は当該施設の職員にとっても支援活動チームの構成員にとっても、日々の運営のマナーを廃し「気づき」を得られる機会との評価を得ているところです。2024年度はグループホームについて実施しており、今年度も引き続きグループホームの支援活動を行う予定です。

⑤法人広報活動の推進

2024年度も法人パンフレットの活用やホームページを更新し、各事業についてよりわかりやすく紹介しました。これらは、ご家族や関係者への広報になるだけでなく、支援学校への利用者確保PRや大学等への採用活動など、法人の存在や活動を広くPRすることにつながっており、今後も必要に応じて更新に努めます。

また、当法人の機関紙「至心」については、各事業所での出来事やイベントなどを紹介するだけでなく法人のトピックスなどを掲載しています。今年度も年4回、3カ月に一度の発行を継続していきます。

⑦ 40周年に向けた取り組み

障友会は1985年の法人創設以来、ちょうど40年となりました。今年度は夏をめどに創設40年の節目を迎える記念行事を開催するなど40周年に向けた取り組みを行います。